

4月から健康保険制度が変わります

今年4月から健康保険制度が一部変更になりますのでその主なものを「紹介」します。

標準報酬月額が3等級追加

保険料を計算するときに使われる標準報酬月額が平成28年度から3等級追加され、「47等級」から「50等級」になります。これに伴い、上限額は「121万円」から「139万円」となります。

標準賞与額の上限引き上げ

賞与から納めていただく保険料は、支給額の1,000円未満を切り捨てた額（標準賞与額）に保険料率をかけて計算されますが、年度累計に上限があります。この上限は、現行「540万円」ですが、28年度から「573万円」に引き上げられます。

「患者申出療養（仮称）」の創設

健康保険では、保険が適用されない療養を受ける、保険が適用される部分も含めて医療費の全額が自己負担となりますが、一定の条件を満たしていれば保険が適用される部分は一般の保険診療となります（保険外併用療養費）。しかし、この一定の条件を満たすためには、申請から承認まで6〜7ヵ月ほどかかります。そこで28年度から承認までの期間を原則6週間（前例のある医療の場合は原則2週間）に短縮する「患者申出療養（仮称）」

が創設されます。

紹介状なしでの大病院受診時は定額負担

28年度からはベッド数500床以上、または特定機能病院等の大病院にかかりつけ医の紹介状なしで外来受診した患者に対して、救急等を除き初診料とは別に「定額の料金（最低5,000円）を徴収」することが義務づけられます。

入院時の食事代の引き上げ

入院時の食事代は、1食につき「260円」を患者が負担していますが、28年度は「360円」、30年度は「460円」に引き上げられます。

後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度に対して健保組合等が負担している後期高齢者支援金は、平成27年度までは加入者割 $\frac{1}{2}$ 、総報酬割 $\frac{1}{2}$ でしたが、28年度からは加入者割 $\frac{1}{3}$ 、総報酬割 $\frac{2}{3}$ に、29年度からは全面総報酬割となります。これにより、多くの健保組合は毎年度、支援金がさらに増加することになります。

KONAMI SPORTS CLUB

健保の法人契約により、お得にご利用いただけます！

新しい季節の始まり！

カラダに良いこと始めませんか？

Point
1

毎月の月会費
不要！

Point
2

気軽に利用できる♪
1回900円～



ヨガで
ストレス解消♪



マシンジムで
シェイプアップ！



プールで
リフレッシュ♪

【ご利用対象者】被保険者、被扶養者 ※施設のご利用は16歳以上が対象です。（一部例外の施設がございます）入会手続きの際、健康保険証をお持ちください。※上記の利用料は会社補助適用済の金額です。（月8回まで適用）※表示価格は消費税8%の税込表記です。

上記以外にも多彩な設備・プログラムがご利用いただけます！（施設により異なります）

◎コナミスポーツクラブ情報ダイヤル

0120-919-573
クイック コナミ

受付時間

平日 9:00～19:00
土・日・祝休日 10:00～18:00

◎ホームページ

コナミスポーツクラブ 法人会員

検索